

かずさ環境協定書

かずさアカデミアパーク研究開発地区（以下「かずさアカデミアパーク」という。）は、上総丘陵の豊かな自然を十分に活かしながら、自然・人・技術のバランスの取れた理想的な環境を備える国際的なサイエンスパークである。

この協定は、かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の環境（以下「かずさ環境」という。）の維持向上を図るため、（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が行うべき責務を定めたものである。

第1章『環境の維持・向上のための基本的方向』

（かずさ環境の価値の維持）

第1条 甲及び乙は、自然に恵まれたかずさ環境が現在及び将来における県民の有限で貴重な財産であることを認識し、その利用に際しては環境への影響に十分配慮し、社会的責任についてその価値を維持していくものとする。

（環境への負荷の軽減）

第2条 乙は、かずさ環境に対し、かずさアカデミアパークにおける活動等に伴う環境への負荷が極力少なくなるように、継続的に努力するものとし、甲はそれを適切に指導するものとする。

（かずさ環境の向上性）

第3条 甲及び乙は、自らの維持するかずさ環境を誇りとし、周辺地域住民と協力しつつ、かずさ環境の維持・向上のための先導的な取組を積極的に行って行くように努めるものとする。

第2章『環境活動の内容』

（環境活動の総合的推進）

第4条 乙は、かずさ環境に対する基本的方針の設定、乙の活動における環境面での設計の充実、環境技術の向上に関する調査研究の実施、地球環境保全への取組の充実、甲の行う環境施策への協力及び地域の環境保全活動への参加など、総合的視点に立った環境活動を行うものとする。

（法令等による環境保全対策の実施）

第5条 乙は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による公害を防止するため、法令等に定めるものの他、この協定に基づく環境保全対策を講ずるものとする。

（新たな環境汚染の未然防止）

第6条 乙は、化学物質、バイオテクノロジー等の安全管理に十分配慮するなど、新たな環境汚染を引き起こさないように、十分な未然防止対策を講ずるものとする。

（廃棄物の適正処理）

第7条 乙は、乙の活動によって生ずる廃棄物について、発生抑制、減量化及び再資源化に努めると共に、発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとする。

(快適な環境づくりの推進)

第8条 乙は、かずさ環境における動植物の良好な生育環境の維持に配慮し、緑地の維持・増進に努めるものとする。

2 乙は、かずさ環境における景観の維持・向上に努めるとともに所有地を清潔に保つなど環境美化に努めるものとする。

第3章『環境活動管理制度』

(環境保全組織の整備)

第9条 乙は、環境保全に関して法令等で定められた組織及び環境活動を企画し、実施する組織を整備するほか、乙の活動について環境面から指導・助言・評価を行う組織（以下「評価組織」という。）を別に整備しなければならない。

2. 乙は、環境保全に関する規程を整備するとともに環境学習の充実に努めなければならない。

(環境への影響の把握)

第10条 乙は、必要に応じて調査を行うなど、乙の活動による環境への影響の把握に努めなければならない。

(環境報告書の作成・提出)

第11条 乙は、環境活動の状況及びその評価並びに今後の計画等を記した環境報告書を毎年度作成するものとする。

2 乙は、前項の環境報告書を評価組織により評価した上で甲に提出しなければならない。

(環境報告書の審査)

第12条 甲は、乙の作成した環境報告書の内容を審査するとともに、乙の行う環境活動についてこの協定に基づき指導・助言するものとする。

(住民との交流の促進)

第13条 乙は、乙のかずさアカデミアパークにおける活動について地域住民の理解を深めるため、日ごろから、広報活動を行うものとする。

2 乙は、環境に関する地域住民の問い合わせ等に対応するとともに、必要に応じ、説明会等を開催するなど、乙の活動についての地域住民の理解を得るよう努めるものとする。

3 甲は、乙と地域住民の交流が円滑に行えるよう配慮するものとする。

(事前協議)

第14条 乙は、施設の新設、増設及び改造並びに事業内容の変更等環境への影響が予想される活動を行う場合、事前に甲と協議しなければならない。

(事故に関する対応)

第15条 乙は、かずさ環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事故（以下「事故」という。）に適切に対処するため、環境保全上必要な施設の整備及び訓練を行わなければならない。

2 乙は、事故が発生したときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに甲にその状況を報告しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に対し事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべ

きことを指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

4 甲は、前項に基づく乙の措置が完了するまでの間、乙の施設等の操業の停止を指示することができる。

5 乙は、事故の原因の究明を行い、その結果等を甲に報告しなければならない。

（報告及び調査）

第16条 甲は、必要に応じ乙に対し報告を求め、又はこの協定の実施に必要な範囲で、乙の施設に立入調査する事ができる。

第4章『責務の確認等』

（違反時の措置）

第17条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、乙に対し必要な措置をとるべきこと、又は違反状態が解消されるまでの間、当該違反に係る施設等の操業の全部若しくは一部の停止を指示することができる。

2 前項の規定にかかわらず乙が第14条の規定に違反したときは、甲は、当該違反に係る施設等の設置工事の中止又は操業の全部若しくは一部の停止を指示することができる。

（被害補償）

第18条 乙は、乙の活動に明らかに起因して、かずさ環境の悪化により地域住民の健康又は財産に被害が生じたときは、その被害の補償を行わなければならない。

2 甲は、乙が前項の補償を行う場合、そのあっせんを行うものとする。

（情報の適切な管理）

第19条 甲は、この協定に基づいて知り得た乙の活動に係る情報を適切に管理し、外部に漏えいしないようにしなければならない。

ただし、地域住民の健康又は財産に被害が生じるおそれのある重大な事由が発生した場合は、この限りではない。

（地位の承継）

第20条 乙は、施設等の全部又は一部を譲渡・貸与しようとするときは、協定上の地位を承継させるように必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第21条 この協定に定めない事項について定める必要が生じたとき、この協定に疑義が生じたとき及びこの協定を改定する必要が生じたとき、甲と乙は、協議を行うこととする。

年 月 日

甲

乙